

浄化槽の法定検査・ 保守点検・清掃

県では10月1日の浄化槽の日を含む10月を「浄化槽強化月間」と定め、環境保全と公衆衛生の向上に努めています。

浄化槽は、微生物の働きを利用して汚水をきれいにします。適正な維持管理を行わないと浄化槽の機能低下や悪臭の発生などの原因となります。

浄化槽の使用には、維持管理として次のことが法律で義務付けられています。

◆法定検査

毎年1回、法定検査を受ける必要があります。法定検査は、県知事が指定した検査機関のみが行うことができます。

▼申込み

(社) 愛知県浄化槽協会

☎052・481・7160

◆保守点検

定期的に保守点検を行わなければなりません。

相談

よろず相談

とき 10月20日(水)午後1時～午後3時
ところ 役場3階会議室3
相談員 行政相談委員・人権擁護委員
問合せ 総務課総務係 ☎28・6003
福祉課福祉係 ☎28・0912

消費生活相談

とき ①10月6日(水)、②10月20日(水)
いずれも午後1時～午後3時
ところ 役場3階会議室3
相談員 消費生活相談員
問合せ まちづくり推進課まちづくり推進係
☎28・0944

心配ごと相談

とき 10月19日(火)午後1時30分～午後3時
ところ 総合福祉センターしいの木2階相談室
相談員 民生児童委員
問合せ 社会福祉協議会 ☎29・0002

法律相談

弁護士による無料の法律相談を毎月開催しています。事前の予約(先着順)が必要です。予約状況により来月以降の申込みとなります。
とき 10月20日(水)
午後3時～午後5時(1人30分程度)
ところ 役場3階会議室4
対象者 町内に在住か在勤の方(相談時間は1人30分程度、1人2回まで)
予約方法 前日までに電話か役場3階12番窓口でお申し込みください。
問合せ 総務課総務係 ☎28・6003

いのちの相談

「いのちの電話」(通話無料)
受付時間 毎月10日 午前8時～翌日の午前8時
☎0120・783・556
「名古屋いのちの電話」(通話有料)
受付時間 24時間いつでも
☎052・931・4343
問合せ 福祉課福祉係 ☎28・0912

身体障がい者等相談

とき 10月12日(火)
午前10時～午前11時30分
ところ 総合福祉センターしいの木2階相談室
☎39・0776(電話相談可)
身体障がい者相談員・知的障がい者相談員
福祉課福祉係 ☎28・0912

障がい者就業相談(要予約)

とき 月曜日～金曜日(祝日除く)
午前8時30分～午後5時15分
ところ 役場1階 相談室
相談員 尾張中部障がい者就業・生活支援センター職員
福祉課福祉係 ☎28・0912

母子家庭自立支援・就業相談

とき 10月12日(火)
午前10時～午後3時30分
ところ 役場1階 相談室
相談員 愛知県母子自立支援員
福祉課福祉係 ☎28・0912

女性相談(要予約)

とき 10月21日(木)
午前10時～午後3時30分
ところ 役場1階 相談室
相談員 愛知県女性相談員
福祉課福祉係 ☎28・0912

ません。浄化槽の機能を確認し、必要に応じて修理してください。県指定事業者のみ委託できます。

◆清掃

毎年1回以上の清掃が必要です。浄化槽の機能を最大限に発揮するために、槽内の汚泥などを取り除いてください。町許可事業者のみ委託できます。

▼申込み 豊衛工業(株)

☎28・0524

▼問合せ 住民課環境保全係

☎28・0916

10/18～24 行政相談週間

総務省では、国や特殊法人などを行っている仕事について、国民の皆様から苦情や意見・要望をお受けする「行政相談」を行っています。

この行政相談制度を、皆様を知っていただき、利用していただくため10月18日

(月)から24日(日)まで「行政相談週間」を設けます。

年金、医療保険、税金、登記、環境衛生、消費者保護、交通安全、道路、窓口サービスなどについて、苦情やご意見・ご要望がありましたら、お気軽にご相談ください。

相談は、無料で秘密は守られます。

◆1日合同行政相談所の開設

総務省中部管区行政評価局は、次のとおり、「行政・法律なんでも相談所」を開設し、年金、税金、登記等の行政相談をはじめ、相続・離婚などの法律相談も受け付けます。お気軽にご利用ください。

▼とき 10月20日(水)

午前10時～午後3時

▼ところ

ナディアパーク3階デザインホール

▼問合せ 総務省中部管区行政評価局

名古屋市中区三の丸2-5-1

名古屋合同庁舎第2号館

☎052・972・7415

1日合同行政相談所当日以外でも、次の場所などでご相談に応じています。お気軽にご利用ください。

◆豊山町での行政相談

よろず相談内で次のとおり開設します。

▼とき 10月20日(水)

午後1時～午後3時

▼ところ 役場3階会議室3

▼相談員 行政相談委員

▼問合せ 総務課総務係 ☎28・6003